

副本

平成20年(行ウ)第599号 行政文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔 鳳泰ほか10名

被告 国

証拠説明書(5)

平成21年12月8日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

福 光 洋



益 子 浩



島 田 順



山 本 文



安 部 憲



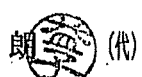
舟 津 龍



田 留 章



川 口 耕 一



関 口 昇



北 郷 恭



小 川 伸



鴨 下 誠



略語等は、答弁書等の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	立 証 趣 旨
乙第85号 証	文書677「日韓 予備交渉法的地位 関係会合第41- 45回会合」 (外務省北東アジ ア課)	写 し	S38. 12.13 12.19 12.26 S39. 1.14 1.17	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第86号 証	文書1074「第 四次日韓全面会談 における在日韓人 の法的地位に関す る委員会の第四回 会合」 (外務省北東アジ ア課)	写 し	S33.6.9	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第87号 証	文書391「日韓 国交正常化交渉 (条文作成交渉と 日韓条約諸協定の 調印)」 (外務省)	写 し	不詳	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第88号 証	文書414「抑留 者相互釈放実施計 画に関する日韓間 第五打合せ会議」 (外務省アジア局)	写 し	不詳	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第89証	文書437「不法 入国者名簿」 (法務省、外務省)	写 し	S34.8.24 12.26 12.28 S35.3.17 など	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部 分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第90号 証	文書807「日韓 漁業問題に関する	写 し	S36.7.14	情報公開法5条3号、4号又は6号に 該当するとして不開示決定を行った部

	韓国側解決案を報じた毎日新聞記事のニュースソース (外務省北東アジア課)			分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第91号証	文書813「现阶段における日韓会談漁業委対策」 (外務省)	写し	S37.1.24	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第92号証	文書945「在日韓国人の法的地位に関する委員会第6回非公式会談」 (外務省北東アジア課)	写し	S37.2.2	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第93号証	文書1037「日韓予備会議開催」 (外務省アジア局第2課)	写し	S27.7.4	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第94号証	文書1046「日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事録」 (外務省アジア局第2課)	写し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第95号証	文書1052「日韓交渉に関する第1回各省打合会次第」 (外務省アジア局第2課)	写し	S28.4.20	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第96号証	文書1054「日韓会談無期休会案」 (外務省)	写し	S28.6.13 6.21 6.23	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第97号証	文書1055「日韓会談継続の可否について」 (外務省アジア局)	写し	S28.6.22	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。

	第2課)			
乙第98号証	文書1170「日韓予備交渉(第49-50回会合)」(外務省北東アジア課)	写し	S38. 9. 19 9. 26	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由2)。
乙第99号証	文書1171「日韓予備交渉(第51-60回会合)」(外務省北東アジア課)	写し	S38. 10. 4 10. 17 10. 25 10. 31 11. 7 11. 14 11. 21 11. 28 12. 5 12. 12	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由2)。
乙第100号証	文書1189「日韓会談請求権問題に関する非公式会談結果報告」(外務省)	写し	S27. 3. 11	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由2)。
乙第101号証	文書1243「日韓条約諸協定の実施状況」(外務省北東アジア課)	写し	S41. 2. 1 4. 7 6. 27 7. 12 9. 1	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由2)。
乙第102号証	文書1298「請求権についての法律問題」(外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由2)。
乙第103号証	文書1302「在韓私有財産権放棄と国内補償問題」(外務省アジア局第2課)	写し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由2)。
乙第104号証	文書1306「日韓間請求権特別取極の諸様式について」	写し	S28. 1. 21	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由2)。

	(外務省)			
乙第105号証	文書322「沢田, 柳会談要旨」 (外務省北東アジア課)	写し	不詳 不詳 不詳 S34. 2. 27 3. 6 3. 11 4. 2 4. 7 など	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由2)。
乙第106号証	文書350「日韓会談に対する見方」 (外務省北東アジア課)	写し	S35. 9. 20 S38. 3. 11 S39. 3. 11	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由2)。
乙第107号証	文書386「宮内庁書陵部所蔵の書籍」 (外務省北東アジア課)	写し	S29. 7. 10 10. 26 S34. 12. 1 6など	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由2)。
乙第108号証	文書506「日韓国交正常化交渉の記録 総説七」 (外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由2)。
乙第109号証	文書520「大野自民党副総裁等訪韓議員団名簿」 (外務省)	写し	S37. 12. 1 12. 7	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由2)。
乙第110号証	文書718「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」 (外務省, 条約局法規, 北東アジア課)	写し	S37. 3. 7 3. 8 3. 9 など	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由2)。
乙第111号証	文書1116「寺内文庫現状」 (外務省北東アジア課)	写し	S38. 5. 24 S39. 3. 11 S40. 3. 16 など	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること(不開示理由2)。
乙第112号証	文書1120「日韓文化財引渡し打	写し	S40. 7. 26 S41. 1. 19	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部

	合わせ会」 (外務省, 前田代理大使, 外務省文化1課など)		S41. 4. 6 など	分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第113号証	文書1126「日韓国交正常化交渉の記録(再開第6次会談)」 (外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第114号証	文書1139「対韓国強硬措置に関する会議関係の件」 (外務省北東アジア課)	写し	S35. 2. 26 2. 27 3. 3	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第115号証	文書1143「日韓会談が不調に終わった場合にとるべき措置(試案)の概要」 (外務省, 北東アジア課)	写し	S35. 3 3. 2	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第116号証	文書1144「対韓牽制措置および強硬措置として想定しうる手段(試案)」 (外務省北東アジア課)	写し	S37. 5. 31	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第117号証	文書1162「日韓予備交渉漁業関係会合日韓主査間の非公式会合について」 (外務省北東アジア課など)	写し	S37. 10. 15 12. 24 S38. 2. 11 4. 20 5. 21 など	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第118号証	文書1257「日韓関係の調整」 (外務省)	写し	S30. 2. 24	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。

乙第119号証	文書1261「日韓全面会談の開催とその決裂」 (外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第120号証	文書1276「在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決」 (外務省安藤参事官)	写し	S31.4.5	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第121号証	文書1277「在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人の問題解決」 (外務省安藤参事官)	写し	S31.4.6	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第122号証	文書1296「日韓間抑留者相互釈放問題」 (外務省アジア局)	写し	S31.12.25	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第123号証	文書1316「日韓国交正常化交渉の記録 総説十二」 (外務省)	写し	不詳	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第124号証	文書1349「請求権に関する一般的问题点」 (外務省北東アジア課)	写し	S36.2.6	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第125号証	文書1374「日韓会談における請求権問題の未解決点について」 (大蔵省理財局)	写し	S40.1.12	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第126号証	文書1376「韓国に対する経済協力政策」 (外務省経済協力局)	写し	S40.3.1	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は, 必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第127号証	文書1408「第	写し	S35.9.12	情報公開法5条3号, 4号又は6号に

号証	5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省打合会議 (外務省北東アジア課)	し	9. 19 10. 6 10. 14	該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第128号証	文書1409「日韓会談に対する韓国首席代表の考え方」 (外務省北東アジア課)	写し	S35. 11. 1 9	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第129号証	文書1421「日韓会談に関する澤田代表の講話」 (外務省アジア局第1課)	写し	S33. 5. 14	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第130号証	文書1422「高杉代表の発言問題」 (外務省, 外務省北東アジア課など)	写し	S40. 1. 18 1. 25 1. 26 1. 26 1. 20 など	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。
乙第131号証	文書1424「日韓会談に関する韓国紙の観測」 (外務省アジア局第2課, 第5課, 北東アジア課など)	写し	S28. 7. 31 4. 10 S30. 3. 29 S35. 10. 2 0など	情報公開法5条3号, 4号又は6号に該当するとして不開示決定を行った部分は、必要最低限度の範囲であること (不開示理由2)。